

# のれんの償却と子会社株式の評価

——連結財務諸表と個別財務諸表の狭間——

吉 川 郁 夫

## 要 旨

子会社株式は個別財務諸表において取得価額で計上され、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合に減額される。しかし、連結財務諸表ではその取得価額の中のれん相当額は規則的に償却することが求められている。のれんについては、連結財務諸表や企業結合に関する会計基準の改正により認識内容に質的な変化が見られるとともに、最近のM&Aではその高額化が進んでいる。このよう状況の下で、会社法は個別財務諸表<sup>1)</sup>に基づく分配可能額の算定を規定しており、連結財務諸表で費用化を求められるものが、個別財務諸表では資産として計上され配当財源となることに疑問を抱かざるを得ない。個別財務諸表において子会社株式に持分法を適用する、あるいは、プッシュダウン・アカウンティングを導入するなど、新しい対応が求められている。

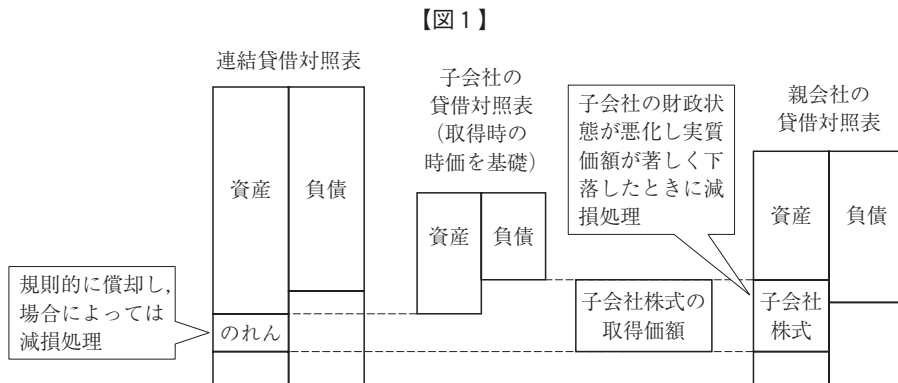
## I はじめに

子会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とされる<sup>2)</sup>。これは親会社の個別財務諸表における子会社株式の貸借対照表価額を規定するものである。連結財務諸表では、投資資本消去において、親会社が保有する子会社株式は子会社の資本勘定と消去される。この投資資本消去によって発生する差額がのれんである。すなわち、親会社が超過収益力やシナジー効果などを期待して、時価純資産を超える価額で子会社を取得した場合、図1に示すように子会社株式の取得価額には連結財務諸表においてのれんとされる金額が含まれている<sup>3)</sup>。

このような企業結合の結果発生したのれんは、連結貸借対照表に計上されるものの、我が国では原則として20年以内の期間で償却するものとされている。さらに、のれんは減損会計の対象ともされる<sup>4)</sup>。一方、親会社の個別財務諸表に計上される子会社株式は、当該子会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落したときに相当の減額が求められている。

近年、企業は長引く不況から脱出するため、自社にない技術や事業分野などを求めて被

取得企業（子会社）の時価純資産を大幅に超える価額で M&A を行うケースが少なくない。この結果、多額ののれんが発生する例が増加している。このようなのれんは、当該取得に係る事業が順調に推移している場合でも連結財務諸表において償却され、さらに当該事業が期待通り企業集団に貢献しない場合には減損処理が行われて損益に大きな影響を与えることもめずらしくない。しかし、親会社の個別財務諸表に計上された子会社株式は、当該子会社の財政状態が悪化し実質価額が著しく下落しない限り減額されることはないのである。



注) この図は、単純化のため、全株式の一時取得を想定している。

我が国会計基準に従えば、毎期規則的にのれんが償却されるため、取得時に重要なのれんが発生している場合には、親会社の個別財務諸表における子会社株式の評価は連結財務諸表における取扱いと大きな乖離が生じることになる。本稿は、連結財務諸表と企業結合に関する会計基準の変遷を辿りながら、のれんの質的変化の過程を明らかにし、近年注目を集めている連結財務諸表におけるのれんの償却と、最近取り上げられることがほとんどなくなった個別財務諸表における子会社株式の評価の関係に検討を加えるものである。なお、この趣旨に照らして、のれんの償却の要否そのものに検討を加えることは本稿の目的ではない。

## II 企業結合における子会社の資産及び負債の評価とのれん

### 1 連結財務諸表原則

1975年公表の「連結財務諸表原則」（「連結原則」）は、持分プーリング法（Pooling of Interest）の考え方にに基づき、子会社の資産と負債はその帳簿価額を基礎として連結財務諸表を作成するとしていた。このため、親会社の投資と子会社の資本との相殺消去によっ

て差額が生じた場合、その段階で原因調査を行い、帳簿価額と時価との乖離等に原因がある場合には、差額を該当科目に振替えた。

今日、企業結合といえば株式取得を通じた子会社化や、株式交換による持株会社への移行を想像するが、当時、企業結合の代表は合併であり、そこでは旧商法の時価以下主義との関係から、被合併企業の資産及び負債は帳簿価額を基礎として受け入れ、合併の対価が被合併企業の純資産帳簿価額を超えるとき（所謂、合併差損が発生するとき）は時価までの範囲内で土地の帳簿価額を増額するという実務が行われていた。我が国企業が発行する株式のほぼすべてが額面株式であり<sup>5)</sup>、合併によって増加する資本の額は対価として発行された株式の額面総額であって、被合併企業の純資産帳簿価額が増加する資本を超えるときは資本準備金とされた（2005年改正前商法第288条の2第1項5号）。法人税法上も合併に際しては消滅会社の資産及び負債の簿価を引継ぐことが原則であり、合併受け入れ資産・負債および対価として発行される株式に時価を付すという社会的な合意はなかった。

このような背景では、連結財務諸表作成の投資資本消去において、合併と同様の持分プーリング法の考え方を用いることに抵抗はなかった<sup>6)</sup>。当時、我が国は高度経済成長、特に地価の高騰下にあったため、仮に投資資本消去によって差額が発生したとしても土地の含み益に吸収され、該当勘定に振替ができない高額の差額が連結調整勘定（現在ののれん）として残されることはほとんどなかった。このことは、連結調整勘定の発生原因や会計処理に関する詳細な研究が当時ほとんど見受けられなかったこととも符合する。

「連結原則」は1997年に改正され、国際的動向を考慮して、取得時における子会社の資産及び負債は時価により評価することに変更された。この結果、投資資本消去の差額としての連結調整勘定は、それまでとは異なるのれんの性格を有することが明確になった点に注意を要する。すなわち、今日議論の対象となる連結上ののれんは「連結原則」の改正以降登場するものである。

改正前「連結原則」が、投資と資本の消去差額について原因分析を行い、当該差額を該当勘定に振替えるとする部分時価評価法的な処理を採用していたのに対し、改正後「連結原則」は、親会社持分のみを時価により評価する部分時価評価法のほか、少数株主持分に相当する部分を含めてすべてを時価評価する全面時価評価法の採用も認めた。ただし、のれんの計上は有償取得に限るべきであるとの立場から、全面時価評価法を認めながら、少数株主持分について連結調整勘定を計上することは認めなかった。

## 2 企業結合に係る会計基準

1999年の株式交換・株式移転制度の導入、2000年の会社分割制度の創設など、企業組織再編のための商法改正に対応して、2003年に公表された「企業結合に係る会計基準」（改

正後のものも含めて「企業結合会計基準」及び2005年に公表された「事業分離等に関する会計基準」（「事業分離会計基準」）は、広く組織再編に関する会計基準を規定することとなった。それまで我が国では「連結原則」以外には企業結合に関する会計基準が明確でなく、商法の規定内で幅広い会計処理が可能とされてきた。特に、前述のように合併において被合併会社から引継いだ資産を時価以下の範囲で任意に評価替えが可能な会計実務は恣意性を有し、一般に公正妥当と認められる会計基準との間に大きな矛盾を抱えていた。

このため、「企業結合会計基準」は企業結合を「取得」と「持分の結合」に整理し、前者にはパーチェス法（Purchase Method）を、後者には持分プーリング法を適用することとして、企業結合によっても持分の継続が認められる場合にのみ「持分の結合」を認め、それ以外は「取得」とした。ここで持分の継続とは、①企業結合に際して支払われた対価のすべてが原則として議決権のある株式である、②結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することとなった議決権比率が等しい、③議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しない、という3条件をすべて満たす場合としている<sup>7)</sup>。

法形態が全く異なるために、それまで異なる会計処理が適用されてきた合併と株式取得による子会社化は、ここに至り同列の企業結合<sup>8)</sup>として、上記の条件でその会計処理が判断されることとなった。すなわち、我が国独特の慣行といわれてきた対等合併は上記3条件を満たせば持分プーリング法を適用する理論的根拠を得るとともに、それ以外の合併はパーチェス法の適用を受けることとなった。また、株式取得による子会社化は上記3条件に照らしてパーチェス法が適用されることとなった。

「取得」と判断された企業結合においては、結合に際して支払われた対価は時価で算定され、その取得原価は被取得企業から取得した資産と引受けた負債の時価を基礎として配分される。取得原価と取得した資産及び引受けた負債に配分された純額との間に差が生ずる場合に、のれん又は負ののれんが発生するとしている。ここでは取得した資産と引受けた負債の価額が先に存在するのではなく、取得した企業を総体として捉え、その取得原価を当該企業の資産と負債に配分するという通常の売買取引と同様の考え方が導入されている。

このため、取得原価の配分対象は、被取得企業が貸借対照表に計上していたものに限らず、企業結合日において識別可能な資産及び負債とし、識別可能な資産には法律上の権利又は分離して譲渡可能な無形資産を含めることができる<sup>9)</sup>とした<sup>9)</sup>（傍点筆者）。このように従来資産として計上されていなかった無形資産を識別して取得原価の配分対象に含めることは、結果として、のれんの額を減少させる効果を有していた。いずれにしても、合併によって個別財務諸表で認識されるのれんと、株式取得による子会社化に伴い連結過程で認識されるのれんが同質のものと考えられるようになったことは画期的である。このため連

結財務諸表で連結調整勘定とされてきた投資資本消去の差額は、商法で使われてきたのれんに統一されることとなった。

なお、合併が「持分の結合」と判断された場合には、純粋な持分プーリング法が適用されるため、すべての結合当事企業の資産、負債及び資本は帳簿価額で引継がれ、従来のように土地の含み益やのれんが認識されることはなくなった。

### 3 企業結合に関する会計基準

「企業結合会計基準」は2008年に企業会計基準委員会によって改正され、①持分プーリング法の廃止、②投資資本消去における段階法の廃止、③識別可能な無形資産の計上、④取得対価の一部を研究開発費に配分して費用処理する会計処理の廃止、⑤負ののれんの利益計上を規定した。これらの変更は、2007年に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）と共同で公表した東京合意に基づき、2008年までの短期コンバージェンス・プロジェクトとして掲げられた項目である。

この改正により持分プーリング法が廃止された結果、所謂、対等合併においてものれんが発生することとなったが、一方、識別可能な無形資産については「計上できる」規定から「原則として識別し計上を求める」（第100項）規定に変更され、また、取得企業が取得対価の一部を研究開発費等（ソフトウェアを含む）に配分した場合にはそれらが資産として計上されることとなった<sup>10)</sup>ため、のれんの計上額は改正前の基準を適用した場合に比べて減少することとなった。なお、投資資本消去において段階法が廃止された結果、段階取得による被取得企業の取得原価は、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって算定することとされ、当該被取得企業の取得原価と支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額との差額は、連結財務諸表において段階取得に係る損益として処理するものとされた。

しかし、個別財務諸表における子会社株式の貸借対照表価額については、投資は継続しているとの観点から、個々の取引ごとの原価の合計額を堅持するとされた（第90項）。したがって、この改正によって連結財務諸表における子会社（敢えて株式とはしない）の取得価額と個別財務諸表における子会社株式の取得原価は異なるケースがあることに留意する必要がある。このため、段階取得があった場合には図1は修正を必要とする。

なお、企業会計基準委員会は2008年に「連結財務諸表に関する会計基準」（「連結会計基準」）を公表した。この基準は「企業結合会計基準」の改正と同時に行われたものであり、連結財務諸表作成における子会社の資産及び負債の評価、投資資本消去に関して両者は同様の規定を有し、この基準に定めのない事項については「企業結合会計基準」や「事業分離会計基準」の定めに従うものとし、のれんについても「企業結合会計基準」に従って会



計処理するとしている。また、この基準は「連結原則」に優先して適用されるとしている。

#### 4 米国会計基準及び国際財務報告基準

米国では1970年、会計原則審議会（Accounting Principles Board: APB）が会計原則審議会意見書（Accounting Principles Board Opinion: APBO）16号（Business Combinations）を公表、これによって相互に独立した企業が相手企業の普通株式と交換に自社の普通株式のみを単一取引として交付する場合に限って持分プーリング法（pooling of interest method）を適用し、それ以外はパーチェス法を適用するものとして両者を明確に区分した。企業結合の前2年間に於いて相手方の10%を超える株式を保有していた、あるいは、結合された資産の重要な部分を結合後2年以内に処分した場合は、持分プーリング法が適用できないなど厳しい条件が付された（pars. 46～48）。

これに伴いパーチェス法の適用が増加するため、同年、企業結合の結果発生するのれんの会計処理を含む無形資産に関する APBO 17号（Intangible Assets）が公表された。ここでは、企業取得対価のうち識別可能な正味資産を超える部分（のれん）は最も普通の識別不能な無形資産であり、これらは資産として認識すべきものであるとする一方、識別不能な無形資産の開発原価は費用として認識すべきであるとしている（pars. 1, 9）。

APB から会計基準の設定を引継いだ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）は、1974年に財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards: SFAS）2号（Accounting for Research and Development Cost）を公表したが、ここでは研究開発費はすべて費用計上するものとして APBO 17号のスタンスを継続しており、のれんとして計上される金額に影響はなかった（par. 12）。

しかし、2001年に公表された SFAS 141号（Business Combinations）によって持分プーリング法が否定され（par. 13）、また、①契約上又は法的な権利が認められる、②分離可能で売却、移転、賃貸、交換が可能である、③関連した契約等と組み合わせて売却、移転、賃貸、交換が可能である無形資産は、のれんと区別して資産認識するものとされた（par. 39）。

SFAS 141号は2007年に改訂（SFAS 141(R））され、経済的単一体説が採用されたことから、少数株主持分を含むすべての資産負債について公正価値での評価を求め、少数株主持分に係るのれんが認識されることとなった（par. 20）<sup>11)</sup>。また、企業取得時に一旦認識されるが費用処理を求められていた開発中の研究費は、資産計上されることとなった（pars. E3, E27）。さらに、段階取得された被取得企業に対する投資は、支配獲得時においてすべて時価に置き換え、損益を認識することとなった（pars. 39, 40）。このような SFAS 141号の改訂は、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）3号

(Business Combinations) とのコンバージェンスの議論を通じて行われたものであるため、IFRS が非支配持分<sup>12)</sup>に係る資産負債に公正価値評価を選択可能な処理として認めていること (pars. 19, 32) を除けば、基本的に同様の考え方に立ったものといえる。

このような変化が、我が国の企業結合や連結に関する会計基準に影響を与えたことは既にみたとおりである。現状における我が国基準と米国財務会計基準や国際財務報告基準との主要な相違点は、①我が国では少数株主持分に係るのれんの計上を認めないことと、②のれんについて規則的償却を求めることである。のれんを減損処理の対象とする点に関してはこれらに相違はないが、減損の兆候や減損金額の測定に関しては違いが存在する。少数株主持分に係るのれんの計上を認めないことは、我が国の「連結会計基準」が未だ親会社説を採用していることを根拠としている (第51項)。

### III のれんの償却と減損

1975年公表の「連結原則」は、連結調整勘定の均等償却を規定したものの、償却期間には言及していない。ただ、日本公認会計士協会監査委員会報告第29号「連結財務諸表監査上当面の取扱い」(1999年4月廃止)において、原則5年均等償却を監査上妥当な処理として取扱うことを定めている。当時の商法は暖簾<sup>13)</sup>を有償又は合併による取得に限定し、5年以内に每期均等額以上の償却を規定していたため、これに強く影響されたと考えられる。前述のとおり、当時は持分プーリング法の考え方をベースに、親会社の投資と子会社の資本との相殺消去によって差額が生じた場合、帳簿価額と時価との乖離等に原因がある場合には差額を該当科目に振替えることとされていたため、ほとんどのケースでその差額は土地の含み益に吸収された。したがって、土地の含み益で吸収できない連結調整勘定が発生した場合には、その発生原因が明らかでないとの理由から、5年程度の早期で償却することが合理的と考えられた。

しかし、米国では既に1970年公表の APBO 16号において、持分プーリング法は株式の交付による企業結合にその適用が限られるとともに、適用に当たっては資産及び負債に限らず資本勘定も帳簿価額を引継ぐこととされていた。したがって、持分プーリング法で連結調整勘定に相当するのれんが発生する余地はなかったのである。この点よりすれば、我が国でこの当時発生した連結調整勘定はまさに正体不明のものであり、早期に償却するよりなかったといえる。なお、APBO 17号は、無形資産は効果が及ぶ期間の利益に賦課する方法で償却すべきであり、その期間は40年を超えてはならないとしていた (par. 9)。

1997年改正の「連結原則」は子会社の資産及び負債を時価により評価することに変更した。これにより連結調整勘定が本来ののれんとしての性格を有するようになったことは既

に述べたとおりである。ここで連結調整勘定は、本来、その効果の発現する期間にわたって償却し、投資の実態を適切に反映させる必要があるため、原則としてその計上後20年以内に、定額法その他合理的な方法により償却するとされた。なお、償却期間を20年以内としたことについて、国際的な動向を勘案してとしているから、1999年公表のFAS 142号公開草案（償却期間を40年から20年に短縮）に至る議論を意識したものと考えられる。

2003年公表の「企業結合会計基準」は設定に関する意見書において、のれんの会計処理にも検討を加えている<sup>14)</sup>。すなわち、のれんについて「規則的に償却を行う方法」と「規則的な償却を行わず価値が損なわれたときに減損処理を行う方法」を比較検討のうえ、「規則的に償却を行う方法」を採用している。ただし、のれんにも「固定資産の減損に係る会計基準」（以下、改正後のものも含めて「減損会計基準」という。）の適用があるとしている。

しかし、米国では2001年に公表のSFAS 142号（Goodwill and Intangible Assets）によってのれんの償却は禁止され（par. 18）、代わって毎年減損テストが義務づけられることとなった（par. 26）。この改正では、SFAS 141号と平仄を合わせて、契約上又は法的な権利が認められるなど分離可能で売却、移転、賃貸等が可能な無形資産をのれんと区別して資産認識することを求め、その結果、のれんが「のれんらしく（goodwill like）」なったことを根拠にのれんを非償却にしたとしている（par. B83）。

一方、IFRSの前身である国際会計基準（International Accounting Standards: IAS）では、1998年に公表されたIAS 22号（Business Combinations）でのれんは20年以内に償却するとされていたが、2004年に公表のIFRS 3号でのれんを非償却とした（pars. 54, B63）。この変更は前述のとおり、FAS 141号及び142号とのコンバージェンスを通じて行われたものである。なお、1998年に公表されたIAS 36号（Impairment of Assets）から、のれんは減損の対象とされ、每期減損テストを実施しなければならないとされている（par. 96）。

#### IV のれんの償却・減損と子会社株式の評価に関する見直しの議論

のれん償却の要否に関しては、コンバージェンスに係る会計基準の検討に際しても議論が行われている。企業会計基準委員会が2009年に公表した「企業結合会計の見直しに関する論点整理」では、のれんを償却する考え方と償却しないとする考え方について、その根拠となる意見を対比している（第95項）。また、認識後ののれんの減損テストに関する「減損会計基準」の規定は、のれんが一定の期間で償却されることを前提に規定されているため、のれんの償却に関する見直しの議論はのれんの減損に関する会計基準の見直しに影響を与えるとしている（第99項）。さらに、のれんを償却しない方法に見直すときは、



これまで以上に取得原価を無形固定資産に配分し償却することが必要になるという意見を紹介している（第115項）。

一方、2010年に公表された「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」では、個別財務諸表において子会社株式及び関連会社株式は取得原価で計上し、公正価値が著しく下落したときは、回復可能性があると思われる場合を除き評価差額を損失として計上するか、又は、発行会社の財政状態の悪化により実質価値が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額を損失として計上するという現在の取扱いを継続する考え方が示されている（第37項）。ただ、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の、個別財務諸表において子会社株式及び関連会社株式を減損処理した場合に連結財務諸表上のれんを追加的に償却するとの取扱いに関し、株式の減損処理と整合性を考慮すべきとの意見を紹介している（第119項）。なお、今後の検討課題として、IAS第27号の以前の取扱い<sup>15)</sup>に含まれていた個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式に対する持分法適用を選択肢のひとつにあげていることは注目に値する（第122項）。

## V 財政状態の悪化による子会社株式の減損処理

「金融商品会計基準」は、子会社株式につき、発行会社の財政状態の悪化により実質価値が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額を損失として計上しなければならないとしている（第21項）。連結財務諸表では子会社株式は投資資本消去により消去されるから、この規定は個別財務諸表での取扱いを定めたものである。

ここにいう「財政状態の悪化により実質価値が著しく低下したとき」とは、具体的にどのような状態を指すのか。これに関して、日本公認会計士協会監査委員会報告第71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」は、実質価値算定の基礎となる発行会社の財政状態とは、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠した財務諸表を基礎に、原則として、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定したものをいうとしている。ここでは明示されていないが、子会社株式の評価減の要否を問うものであるから、財政状態の悪化とは、単にある時点の財政状態の良し悪しをいうものではなく、取得時の財政状態と比較して悪化しているかどうかを問うものである。

取得時における子会社の財政状態とその後のある時点の財政状態を比較し、子会社株式の評価減の要否を考える場合、上記のように両時点で資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して検討することに異論はない。しかし、前述のとおり、子会社株式の取得価額には、このような評価差額のほか、識別可能な無形資産、取得対価に配分された研究開発

費、そしてのれんに相当するものが含まれている。子会社株式の取得価額は、これらの項目も考慮して決定されたものであり、これらの項目の存在を無視して、単に資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して財政状態の悪化を検討することでよいとは考えられない。むしろ、その後の財政状態は、これらの項目の取得後の変動を加味して判断されるべきものである。

## VI 識別可能な無形資産と研究開発費の認識が子会社株式の評価に与える影響

既に見てきたように、改正後「企業結合会計基準」は、識別可能な無形資産を原則として識別し計上を求めることとした。さらに、取得企業が取得対価の一部を研究開発費に配分した場合にはそれらを資産として認識することとなった。このような取扱いは、のれんとして認識される金額を減少させたかに見えるが、識別可能な無形資産や取得対価のうち研究開発費に配分された額は、その後の償却等を通じていずれ費用化されることになる。すなわち、これらはのれんとして認識されないだけであって、償却を通じて連結財務諸表と個別財務諸表との間に乖離を発生させることには変わりがない。

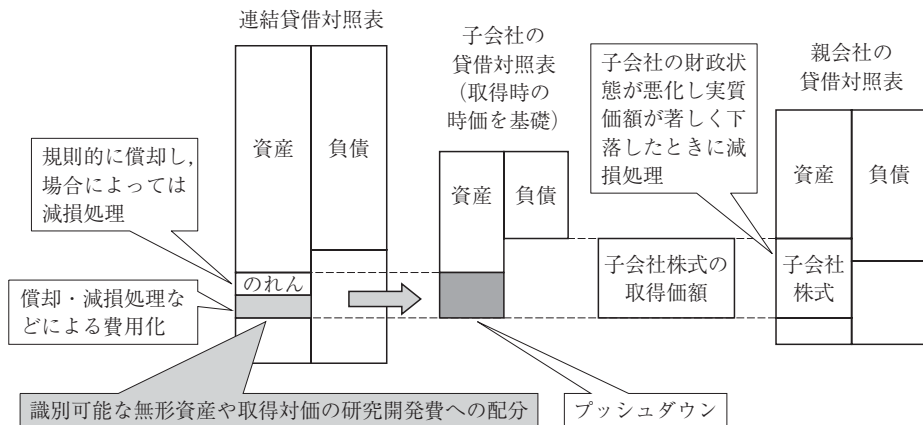
このような識別可能な無形資産や取得対価の研究開発費への配分とその後の償却は、被取得企業（子会社）の財務諸表には一切反映されず、連結財務諸表の作成過程において、所謂、投資資本消去仕訳の一部として反映される。言い換えれば、これらの償却は子会社の財務諸表において財政状態の変化として把握されないため、財政状態の悪化として捉えることはできず、個別財務諸表における子会社株式の減損の理由とすることは困難である。したがって、価値の減少を認識して連結財務諸表では費用化される識別可能な無形資産や取得対価の研究開発費への配分額相当額は、親会社の個別財務諸表では子会社株式として貸借対照表価額を構成し続けることとなる。

米国では、一定の企業結合に関して、プッシュダウン・アカウンティング（push-down accounting）が採用されている<sup>16)</sup>。ここでは企業結合の結果、取得企業において行われる被取得企業の資産及び負債の評価替えや識別された無形資産や取得対価の研究開発費への配分を、子会社にプッシュダウンし、子会社の財務諸表に反映させる実務が採用されている。

このような処理が行われた場合には、のれんも含めて、連結財務諸表作成のための資産及び負債の修正額が子会社の個別財務諸表に反映され、識別された無形資産や取得対価の研究開発費への配分とその後の償却も個別財務諸表に反映される。すなわち、この方法が我が国でも採用された場合、現在の会計基準に従えば子会社の財務諸表でのれんも償却されることとなり、連結上の会計処理と矛盾することなく、子会社の財務諸表における財政

状態の悪化として親会社の個別財務諸表における子会社株式の評価に反映させることが可能になる。また、のれんの償却が廃止されたとしても、プッシュダウンされたのれんは子会社の中で対応するセグメントに配分可能となる結果、その後の減損テストも容易になり、また、減損処理が行われた場合も、子会社株式の評価に直ちに反映させることが可能である。

【図2】



注) 改正後「企業結合会計基準」に従って書き換えた【図1】にプッシュダウンを追加

## VII おわりに

我が国においては、会社法が個別財務諸表を重視し、分配可能額（配当限度額）は個別財務諸表を基に計算される。連結財務諸表上は「企業結合の成果たる収益とその対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能になる」、「企業結合により計上したのれんの非償却による自己創設のれんの実質的な資産計上を防ぐことができる」<sup>17)</sup>などの理由で償却されるのれんが、個別財務諸表では子会社株式の一部として資産に計上されて配当の原資となる<sup>18)</sup>。このようにひとつの事象に関して、連結財務諸表と個別財務諸表とで異なる会計処理が適用されており、配当限度額の計算に個別財務諸表を用いる我が国においては看過できない問題である。

企業結合によって認識されたのれんの償却と減損処理に関して、表裏一体であるはずの個別財務諸表における子会社株式の評価が併せて議論された形跡はない。かろうじて、個別財務諸表で子会社株式の減損処理を行ったときに、連結財務諸表上ののれんを追加的に償却するという議論があるのみである。のれんの償却の要否、減損処理の問題は、個別財務諸表における子会社株式の評価減の問題とリンクさせて考えなければ、同一事象に対する

連結財務諸表と個別財務諸表の会計処理に整合性が保てない。

本稿のはじめの部分で振り返ったように、我が国では高額のものれんが発生するような企業結合は過去においてはまれであった。しかし、最近では子会社株式の取得価額の過半をのれんが占めるような企業結合も登場している。例えば、2006年4月にソフトバンクの子会社であるBBモバイルはボーダーフォンの発行済株式の99.54%を1兆6,935億円で取得し子会社化した。この企業結合ではソフトバンクの連結財務諸表に1兆285億円ののれんが発生している<sup>19)</sup>。また、2006年1月に東京三菱銀行とUFJ銀行が合併した。この当時、所謂、対等合併には改正前「企業結合会計基準」に従って「持分の結合」(持分プーリング法)が適用され、同社の有価証券報告書を見る限りこの合併でのれんが認識された形跡はない。しかし、同社が米国SECに提出したForm 20-Fに含まれる米国会計基準に従った連結財務諸表では、この合併をパーチェス法よって処理したことよりのれんが約1兆7,700億円計上されている<sup>20)</sup>。因みに、この企業結合に係る取得対価(Total purchase price)は約4兆4,000億円とされている。もし、この合併が「企業結合会計基準」の改正後に行われていれば、他の日米間の会計基準の相違による影響はあるものの、有価証券報告書に含まれる我が国会計基準に従った連結財務諸表において相当額ののれんが計上され、償却されていたことになる。

現在の我が国会計基準では、同じような効果が得られる企業結合でありながら、合併を選択すれば個別財務諸表上にのれんが発生して償却が義務づけられ、株式取得による子会社化を選択すれば、連結財務諸表にのれんが発生するのみで、個別財務諸表では当該のれん相当額を含む子会社株式は、当該子会社の財政状態が著しく悪化しない限り取得原価で計上され続けることになる。

のれんが発生する原因となった子会社の超過収益力は専ら連結財務諸表に反映されるので、のれんの償却を連結財務諸表で行うことに合理性はあるが、超過収益力が継続する限りのれん相当部分について個別財務諸表で子会社株式の評価減を行う必要はないとする主張があるかもしれない。しかし、子会社のそのような超過収益力は配当として親会社に還流し、個別財務諸表の収益に計上される。連結財務諸表において、子会社の超過収益力とのれん償却という収益と費用の対応を主張するのであれば、子会社からの受取配当金とのれん相当部分についての子会社株式の評価損を同様に対応させるべきではないか。特に、かつて、外国会社からの受取配当金は益金不算入の対象外であったため、外国子会社が稼得した利益を配当せず現地で再投資するという傾向が多く見られたが、法人税法の改正により、内国会社からの配当と同様に外国会社からの受取配当金も益金不算入の道が開け、多額の配当金を海外子会社から受け取る例も見受けられる。このような、状況の変化を考慮すれば、なおさら両者の処理に整合性を持たせるべきである。

本稿でみてきたように、企業結合に関する会計基準の変遷は、のれんとして認識されるものの内容に変化をもたらした。個別財務諸表と連結財務諸表の間で、場合によっては著しく整合性を欠く結果をもたらすのれんの償却に関する会計基準は、のれんの償却を今後とも継続するというのであれば、それを子会社株式の評価にどのように反映させるのかの議論を必要としている。識別可能な無形資産や取得対価の研究開発費への配分とその後の償却に関しても同様である。のれん償却の要否にかかわらず、プッシュダウン・アカウンティングの採用<sup>21)</sup> や個別財務諸表における子会社株式に対する持分法の適用は視点を変えたこれらに対する解決法のひとつといえる<sup>22)</sup>。

#### 注

- 1) 会社法上の計算書類についても本稿では財務諸表又は個別財務諸表としている。
- 2) 「金融商品に関する会計基準」(「金融商品会計基準」) 第17項
- 3) 本稿はのれんの償却・減損と子会社株式の評価について考察することが目的であるため、特に記載がない限り正ののれんを取扱っている。
- 4) 「企業結合に関する会計基準」第108項。なお、負ののれんは、2003年会計基準では正ののれんと同様の規則的償却が求められていたが、2008年の改正によりコンバージェンスの一環として発生時の利益とされることとなった。
- 5) 2001年10月施行の改正商法により、我が国株式会社が発行する株式はすべて無額面株式とされた。
- 6) 後述のとおり、連結原則公表時、既に米国ではAPBO 第16号により持分プーリング法の適用は制限されており、現金で取得した子会社株式に同法の適用は認められていなかった。
- 7) 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」三 会計基準の要点と基本的な考え方 2. 取得と持分の結合の考え方 (1) 持分の継続
- 8) 「企業結合会計基準」において、企業結合とは企業又は企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業が1つの報告単位に統合されることをいうとされている(第5項)。したがって、合併は個別財務諸表下の企業結合、株式取得による子会社化は連結財務諸表下の企業結合となる。
- 9) 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」三 会計基準の要点と基本的な考え方 3. 取得の会計処理 (3) 取得原価の配分方法 ②識別可能資産及び負債の範囲
- 10) 「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正 第2項
- 11) この改訂により、これまでのパーチェス法は取得法(Acquisition Method)に変わっている。
- 12) 少数株主持分は、SFAS, IFRSともに非支配持分(Non-controlling Interest)に変わっている。
- 13) 2005年改正前の商法第285条の7では漢字で暖簾とされていたため、ここは敢えて暖簾とした。
- 14) 三 会計基準の要点と基本的な考え方 3. 取得の会計処理 (4) のれんの会計処理
- 15) 国際会計基準(International Accounting Standards: IAS) 第27号(Consolidated and Separate



Financial Statements) は、2008年の改訂まで、子会社の投資に対する評価として原価法、持分法又は売却可能金融資産とする方法を認めていた。同年の改訂により、子会社の投資に対する評価は原価法又は公正価値法に改められた。

- 16) 米国 SEC Staff Accounting bulletin (SAB) Topic 2.5J 「Push Down Basis of Accounting Required in Certain Limited Circumstances」。プッシュダウン・アカウンティングを行うことにより、企業結合がもし合併の形式によっていれば取得企業の財務諸表に反映させられたであろう非取得企業の資産・負債の評価替え、のれんの認識などを、子会社の財務諸表に反映させるものである。
- 17) 「企業結合会計基準」第105項
- 18) 会社法第461条の委任を受けた会社計算規則第158条にのれん等調整額の規定が設けられているが、子会社株式の価額に含まれるのれん相当額はその対象ではない。
- 19) 2006年3月期有価証券報告書112頁、2007年3月期有価証券報告書97頁。
- 20) Form-20F filed September 28, 2006, Notes to Consolidated Financial Statements, Note 2 Business Combination F-25。三菱UFJの企業結合におけるのれんの処理とその後の減損処理は、上野雄史 [2010] 「企業結合におけるのれんの減損と評価——三菱UFJフィナンシャル・グループを事例として——」『年報経営分析研究』第26号、91-97頁に詳しく取り上げられている。
- 21) 米国においても完全子会社など一定の支配率を超える場合にのみ適用されているので、同様の限定を付せば我が国でも適用が可能かもしれない。
- 22) 「持分法に関する会計基準」第8項によれば、持分法の適用に際しても、被投資会社の財務諸表について、原則として、連結子会社の場合と同様の処理を行うものとしている。ただし、第26項においてのれんの処理等に関して重要性が乏しいものは必要な修正を要しないとしている。

## 参 考 文 献

- APBO 16 Business Combinations [1970]  
 APBO 17 Intangible Assets [1970]  
 IAS 27 Consolidated and Separate Financial Statements [1976] [1994] [2008]  
 IAS 36 Impairment of Assets [1988] [2004]  
 IFRS 3 Business Combinations [2008]  
 SFAS 141 Business Combinations [2001]  
 SFAS 141 (R) Business Combinations [2007]  
 伊藤邦雄編著 [2009] 『無形資産の会計』中央経済社。  
 梅原秀継 [2000] 『のれん会計の理論と制度』白桃書房。  
 清水泰洋 [2003] 『アメリカの暖簾会計』中央経済社。  
 白石和孝 [2003] 『イギリスの暖簾と無形資産の会計』税務経理協会。  
 新日本有限責任監査法人編 [2010] 『完全比較 国際会計基準と日本基準』レクシスネクシス・ジャパン。  
 日本公認会計士協会編 [2010] 『IFRSの考え方と実務対応』日本公認会計士協会出版局。  
 日本公認会計士協会国際委員会訳 [1978] 『AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会。

長谷川茂男 [2010] 『米国財務会計基準の実務』 中央経済社。

山内 暁 [2010] 『暖簾の会計』 中央経済社。